



# き 基になる情報

令和8年8月号

定期的に、大町労働基準監督署から旬の情報をお届けします。

大町労働基準監督署

## ◎労災課からのお知らせ

### 労働保険料の納付は、口座振替が便利です

#### 口座振替のメリット

- ・保険料納付のために毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- ・納付の忘れや遅れがなくなるため、延滞金を課される心配がありません。
- ・手数料はかかりません。
- ・保険料の引き落としに最大約2か月ゆとりができます。

|                        | 全期または第1期 | 第2期      | 第3期     |
|------------------------|----------|----------|---------|
| 通常の納期限                 | 7月10日    | 10月31日※2 | 1月31日※2 |
| 口座振替による<br>納付日(引き落とし日) | 9月6日※1   | 11月14日※1 | 2月14日※1 |
| ゆとり日数                  | 58日      | 14日      | 14日     |
| 申込締切日                  | 2月25日    | 8月14日    | 10月11日  |

※1 各該当日が土・日・祝日の場合は、その後の最初の金融機関の営業日となります。

※2 労働保険事務組合は第2期、第3期の納期限と口座振替日は同じです。

#### 口座振替の申込方法

申込用紙（3枚複写）に必要事項を記載の上、3枚すべてを金融機関の窓口へ提出してください。  
申込用紙は、労働基準監督署でもお受け取りいただけます。



詳細は、厚生労働省HPへ

## ◎：総合労働相談コーナーからのお知らせ

### パワハラ当事者の責任が問われた裁判例（東京高判判決）をご紹介します。

（事案の概要）Xが、勤務先の上司であるYから「意欲がない。やる気がないなら、会社を辞めるべきだと思います」などと記載された電子メールをXとその同僚に送信した行為は、名誉棄損又はパワーハラスメントで不法行為を構成すると主張してXが慰謝料100万円を請求しました。

（結果）控訴の一部認容。慰謝料5万円。

（判旨の概要）メールにおける表現や内容、送信先の範囲に着目がされました。

具体的には、「Yによる本件メールの内容は、職場の上司であるYが部下であるX（エリア総合職で課長代理の地位にある）に対し、その地位に見合った処理件数に到達するよう叱咤督促する趣旨であることがうかがえないわけではなく、その目的は是認することができる」が、「本件メールの中には《やる気がないなら、会社を辞めるべきだと思います。会社にとっても損失そのものです》という退職勧告とも会社にとって不必要な人間であるとも受け取られるおそれのある表現が盛り込まれており、これがXのみならず同じ職場の従業員十数名にも送信されており、人の気持ちを逆なでする侮辱的言辞と受け取られても仕方がない記載など他の部分ともあいまって、Xの名誉感情をいたずらに毀損することは明らかであり、上記送信目的が正当であったとしても、その表現において許容限度を超え、著しく相当性を欠くものであって、Xに対する不法行為を構成するというべきである」とされました。

## ◎：安衛係からのお知らせ

### 脚立、はしご作業にご用心！

脚立、はしごは、様々な業種で使われますが、墜落・転落災害の原因となり、死亡災害につながることもあります。今年6月には、県内にて脚立作業時の墜落によるものと推定される死亡災害が発生しています！大町署管内では、脚立を原因とする休業4日以上の労働災害は、3件発生しており、いずれも休業見込1か月以上という被害の大きなものとなっています！

まずは、より安定性の高い可搬式作業台などでの作業に変更できないかを検討しましょう！

脚立使用時には、1メートル未満の高さであっても、ヘルメットを必ず着用しましょう！

加えて、ヘルメットが墜落時保護用となっているかの確認も必ず行いましょう！

(作業前点検リスト)

年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪)

現場名 確認担当者名

- ☐ はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- ☐ (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- ☐ はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- ☐ はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- ☐ はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- ☐ はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときは、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご(安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」  
(リーフレット)も確認してください。⇒⇒⇒

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

(作業前点検リスト)

年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪)

現場名 確認担当者名

- ☐ 脚立は安定した場所に設置している
- ☐ 開き止めに確実にロックをかけた
- ☐ ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- ☐ 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- ☐ 天板上や天板をまたいで作業をしない
- ☐ 作業は2段目以下の踏みさんを使用する(3段目以下がよりよい)
- ☐ 作業は頭の真上でしない
- ☐ 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立(安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うために必要な面積を有する

高さ2m以上の作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」  
(リーフレット)も確認してください。⇒⇒⇒

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

### 使用している三脚脚立は大丈夫？チェーンだけでは、不十分！

三脚脚立は、主に造園業で使用されますが、令和6年10月21日に岐阜県大垣署管内にて三脚脚立にかかる死亡災害が発生し、令和7年11月20日に安衛法違反として書類送検された事案が発生しています！以下の画像は、「八戸労働基準監督署 脚立からの墜落防止対策を行いましょ！」より引用

違法な三脚脚立

チェーン

金属製のバー

